

令和6年第10回

美里町農業委員会総会議事録

第10回美里町農業委員会総会

1 開催日時

令和6年9月25日(水) 午前9時25分から午前10時02分

2 開催場所

美里町役場南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員(16名)

1 番	小田嶋 勝美	2 番	後藤 幸太郎	3 番	我妻 卓美
4 番	福田なほ子	5 番	久道 雄悦	6 番	古内 世紀
7 番	尾形 司	8 番	繁泉 順子	9 番	佐々木幸一郎
10 番	小野 保裕	11 番	澁谷 正行	12 番	鈴木 幸博
13 番	遊佐 恭一	14 番	渡邊 雅光	15 番	邊見 勝寿
16 番	伊藤 恵子				

4 報告事項

1. 農家相談日について
2. 利用権設定の合意解約による通知について
3. 非農地証明願について

5 議 事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

6 その他連絡・報告事項

7 農業委員会事務局職員(2名)

事務局 長 高 橋 博 喜
事務局次長 野 田 浩 司

8 会議の概要

事務局長	令和6年第10回美里町農業委員会総会を開会いたします。 開会に当たりまして、伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。
会長	(挨拶内容省略)
事務局長	ありがとうございました。 議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理すると規定されておりますので、伊藤会長に議事進行をお願いいたします。
議長	それでは、これより令和6年第10回美里町農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員については、16人全員の出席であります。総会を開く場合に委員の過半数以上の出席を要件とする農業委員会に関する法律第27条第5項の規定を満たしておりますので、総会は成立いたします。
議長	次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。議事録には、会長と総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないことが会議規則第15条第1項に規定されておりますので、議事録署名委員を議長から指名いたします。11番澁谷正行委員、12番鈴木幸博委員をお願いいたします。
議長	それでは、報告事項に入ります。 報告事項1番、農家相談日について。 9月9日に農家相談を実施いたしましたので、担当委員より報告をお願いいたします。
渡邊雅光委員	それでは、私の方から農家相談日の報告を申し上げます。 9月9日月曜日に、201会議室で、邊見職務代理、遊佐委員、渡邊の3人でお待ちしておりました。 相談者は1人で、●●●●の●●●●さん、たまたま●●●●の道路向かいの西側なんです、三方を宅地に囲まれた農地236平米、この田んぼを道路が隣接していないために、なかなか買手が見つからないということでございました。 236平米は●●●●の●●●●というところで、現在、不作付地になっておりまして、草刈りをしておりますが、管理はしているんですけども、買手を探してほしいという要望でございました。 たまたま、三方が宅地なために、たまたま私の知り合いが、その農地の北側に●●●●さんという方がおりまして、そこにあたってみました。実は、そこに住宅を建てる際に、この該当する農地まで取得したいということの話をしたんですけども、そのときは売ってもらえなかったと。今になってそういう話かというようなこともございまして、家族と相談をして、後で回答したいということでございますので、報告いたします。 以上です。
議長	ご苦労さまでした。 次に、報告事項2番、利用権設定の合意解約による通知について

	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 事務局の説明が終了しましたので、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを審議いたします。 質疑ありませんか。よろしいですか。 (なしの声あり)
議長	質疑なしと認め、採決をいたします。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について賛成の方の挙手を求めます。 (各委員の挙手を確認)
議長	全員賛成と認めます。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、原案どおり許可といたします。
議長	次に、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 事務局の説明が終了しましたので、第2号議案、農用地利用集積計画書審議について審議いたします。 質疑ありませんか。よろしいですか。 (なしの声あり)
議長	質疑なしと認め、採決をいたします。 第2号議案、農用地利用集積計画書審議について、賛成の方の挙手を求めます。 (各委員の挙手を確認)
議長	全員賛成と認めます。 第2号議案、農用地利用集積計画書審議については、原案どおり許可相当と意見を付し、町長に報告をいたします。
議長	次に、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。 また、9月12日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。 初めに、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

ありがとうございました。

久道雄悦委員

事業につきましては、●●●●●び●●●●●●●●の●●●●が提出されており、周辺地域に及ぼす影響はなく、事業目的の達成が見込まれております。

現地は周辺に10ヘクタール以上の農地が広がっており、申請地はその一角にありますので、農地区分は第1種農地となります。●●●●●●は●●●に該当し、●●●は農用地区域内や第1種農地でも転用が認められておりますことから、許可相当と見てきました。

番号 22 の申請地は●●字●●にあり、転用目的は●●●●の●●●●の●●です。現地は、都市計画用途地域内にあることから農地区分は第 3 種農地となりますので、特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。

続いて、番号２３の申請地は●●字●●にあり、転用目的は●●●●●●です。現地は、鉄道の駅からおおむね５００メートル以内にあり、大規模な一団の農地から少し離れた箇所にあるため、それらの営農条件に影響を与えることなく、農地区分は第２種農地と判断いたしました。農地以外の土地も検討したようですが、申請地以外に見当たらなかったそうでしたので、やむを得ず許可相当と見てきました。

番号24の申請地は●●字●●にあり、転用目的は●●●●●●●●、●●●●●●です。現地は宅地等に囲まれ、10ヘクタール以上の一団の農地とは分断されているため、農地区分は第2種農地と判断いたしました。農地以外の土地も検討したようですが、申請地以外に見当たらなかったそうでしたので、やむを得ず許可相当と見てきました。

以上です。

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について審議いたします。

質疑ありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

質疑なしと認め、採決をいたします。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

全員賛成と認めます。

議員

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

以上で、議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第10回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和 年 月 日

会 長

署 名 委 員
議 席 1 1 番

署 名 委 員
議 席 1 2 番